

## 船舶戦争保険航路定限

(令和元年 5 月 31 日改正)

1. 一般世界水域。ただし、次に掲げる水域（以下「除外水域」という。）を除く。

(A)Nigeria

(B)Benin

(C)Togo

(D)Gulf of Guinea

(a) Togo、Benin および Nigeria 沿岸（の南側）

(b) Togo と Ghana の国境線と海岸線が接する点から北緯 3 度、東経 1 度 12 分まで引いた線（の東側）

(c) 北緯 3 度、東経 1 度 12 分から北緯 3 度、東経 8 度まで引いた線（の北側）

(d) 北緯 3 度、東経 8 度から北緯 4 度、東経 8 度 31 分まで引いた線、同地点から Nigeria と Cameroon の国境線と海岸線が接する点まで引いた線（の西側）

に囲まれた水域に限る。

ただし、沿岸から 30 海里以上離れて同水域を通過する場合であり、かつ同水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等を一切行わない場合を除く。

(E)Somalia

(F)Syria

(G)Iraq

Al Basra (Mina al Bakr)、Khor al-Amaya、および同国沿岸から 12 海里を超えて 50 海里までの水域（他国の領海であると国際的に認定されている水域を除く。）に所在する Iraqi offshore oil terminal への航行を含む。

(H)(a) Saudi Arabia (Gulf coast)

(b) Saudi Arabia (Red Sea coast) excluding transits

紅海沿岸について、同国が自国の領海と主張する水域を通過する場合であり、かつ同水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等が行われない場合は一般世界水域の取扱いとする。

(I)Israel

(J)Lebanon

(K)Yemen

ただし、同国が自国の領海と主張する水域を通過する場合であり、かつ同水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等を一切行わない場合を除く。

(L)Eritrea

北緯 15 度以南に限る。

(M)Indian Ocean

Indian Ocean とは以下の水域をいう。

Indian Ocean、Arabian Sea、Gulf of Aden、Gulf of Oman、Southern Red Sea

ただし、

(a) Red Sea内の北緯15度線（の南側）

(b) Gulf of Oman内の東経58度線（の東側）

(c) 東経65度線（の西側）

(d) 南緯12度線（の北側）

に囲まれた水域に限り、かつ別段の定めがある場合を除き、隣接諸国の沿岸から 12 海里までの水域を除く。

(N)Venezuela

同国沿岸から 200 海里までの排他的經濟水域に所在する全ての offshore installations を含む。

ただし、

(i) Venezuela の所有に属さない島嶼、保護領、または国の領海（沿岸から 12 海里までの水域）に所在する installations を含まない。

(ii) 同水域を通過する場合であり、かつ当該水域での諸港への寄港、積載物の積み下ろし、人員の乗降等を一切行わない場合を除く。

(O)Iran

(P)Libya

(Q)Pakistan

(R)Oman

(S)Persian or Arabian Gulf and adjacent waters

東経 58 度線以西のオマーン湾を含む。

(T)United Arab Emirates

2. 前項に掲げる除外水域のうち、国名で規定されている除外水域については、前項に別段の定めがある場合を除き、沿岸から 12 海里までの水域を含むものとする。港名（ports）、地名または沿岸名で規定されている除外水域については、前項に別段の定めがある場合を除き、沿岸から 12 海里までの隣接水域、ハーバー（harbours）、および沖合い施設（offshore installations）を含むものとする。